

# 栃木県立栃木特別支援学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向け学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策を含めた組織として「問題行動等校内支援委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針を踏まえ、「栃木特別支援学校いじめ防止プログラム」を策定し、いじめの防止に資する取組を組織的に行います。

## 1 組織的な対応に向けて

- 問題行動等校内支援委員会(定期開催・随時開催)を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際にはいじめ防止対策委員会(随時開催)を開き、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応します。
- 児童生徒及び保護者に対して、問題行動等校内支援委員会やいじめ防止対策委員会の存在や活動が明確に捉えられるように努めます。
- いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

## 2 いじめの未然防止に向けて

- 児童生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせるため、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論することなど、いじめ防止に資する活動等を通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童生徒一人一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットの持つ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいかたちで行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- アンケートや教育相談の実施等により、いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知に努めます。

## 4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている児童生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。